

## データ戦略推進ワーキンググループの開催について（案）

〔 令和 3 年 9 月 ● 日 〕  
デジタル社会推進会議議長決定

- 1 デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）第4条の規定に基づき、デジタル社会の形成に資するデータ戦略を推進するため、データ戦略推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループは、内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）を主査とし、構成員は主査が指名する者をもって構成する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁（デジタル社会共通機能グループ）及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。